



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 16/2012年2月号

発行日：2012年2月17日

2月に入ってインフルエンザが流行し猛威を振るっており、学校でも学級閉鎖が相次いでいます。手洗いとうがいをまめに行い、健康な体を維持しましょう。

I. 最新情報（2012年1月1日～2012年1月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年1月 13日	公開 草案	「税効果会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成23年12月に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に対応するため、「税効果会計に関するQ&A」の見直しを行ってまいりましたが、このたび、一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p><主な改正内容></p> <p>Q14を追加し、税制改正に伴う以下の項目を明確化する。</p> <p>(1) 改正後の税率を適用する時期</p> <p>(2) 回収又は支払が行われると見込まれる期の税率</p> <p>(3) スケジューリングが不能な一時差異の取扱い</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成24年2月2日（木）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）によりお寄せください。</p> <p>お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合がありますことを、予めご了承ください。なお、お寄せいただいた意見を検討の上、2月中</p>	—

に最終版を公表する予定です。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年1月 26日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第23号 「公益法人の財務 諸表等の様式等に 関するチェックリ スト（平成20年基 準）」の公表につ いて	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、平成24年1月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第23号「公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト（平成20年基準）」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 本研究報告は、会員の業務の参考に資することを目的として、公益法人が作成した財務諸表等の様式等が、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正、内閣府公益認定等委員会）に準拠しているか否かを確認するためのチェックリストとしてとりまとめたものです。	—
2012年1月 16日	委員 会報 告等	公会計委員会研究 報告第18号「地方 公共団体財政健全 化法に基づく個別 外部監査の事例」の 公表について	平成19年6月22日に公布された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を定めなければならない地方公共団体は、当該計画を定めるに当たっては、あらかじめ、個別外部監査契約に基づく監査を受けることが義務付けられました。平成20年度決算に基づく指標から財政健全化計画等の策定の義務付けがなされ、また、当該個別外部監査も実施されております。 本研究報告におきましては、当該個別外部監査を実施するに当たって参考となるよう、財政健全化法の概要について取りまとめるとともに、平成20年度決算に基づく指標により財政健全化計画等を定めることとなった地方公共団体において実施された個別外部監査の結果報告書について分析・検討を行い、当該個別外部監査実施上の留意点や実際の個別外部監査の事例等について記載しております。本研究報告が、地方公共団体の外部監査に関与している会員にとって参考となれば幸いです。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2012年1月 13日	公開 草案	学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」、同第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成22年3月26日に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するため、以下の学校法人委員会報告等の見直しを行ってまいりましたが、このたび、一応の検討を終えたため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>(1) 学校法人委員会報告第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」</p> <p>(2) 同第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 監査報告書は、「監査の対象」、「計算書類に対する理事者の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載しなければならないとした。(1)、(2)) 追記情報を強調事項区分とその他の事項区分に整理した。(1)、(2)) 計算書類に対する監査人の報告責任に加えて、計算書類に関連するその他の事項について報告責任から参考事項を記載するものと整理した。(1)) 貸借対照表に本年度末と併記することが求められる前年度末について比較情報と整理した。(1)) 所轄庁が会計制度の整備及び運用状況又は計算書類のうち資金収支計算書類のみを監査事項に指定している場合の監査報告書の文例について、整理を行った。(1)) <p>本公開草案についてご意見がございましたら、平成24年2月2日（木）までに、下記に、電子メール又はFAX（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）によりお寄せください。お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、また、氏名又は名称を含めて公開する場合がありますことを、予めご了承ください。</p>	—
2012年1月 13日	研究 報告	学校法人委員会研究報告第21号「学	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成24年1月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会研究	—

	<p>校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」の改正について</p>	<p>報告第 21 号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3 月 30 日 児発第 295 号厚生省児童家庭局通知)により取り扱われてきましたが、幼保一体化政策に伴う会計処理の簡素化を図る観点から、当該通知は、平成 22 年 3 月 31 日付けで改正されました。本改正においては、社会福祉法人以外の者、例えば学校法人が保育所事業を行う場合には、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表の作成に代えて資金収支計算分析表によることができるとされ、資金収支計算分析表を作成する場合の学校法人会計基準の対応科目として保育所運営費収入は補助金収入に該当すると整理されました。</p> <p>従来、学校法人が行う保育所事業は、学校法人が行う教育研究事業と密接な関連性を有するいわゆる「附帯事業」と位置づけられていた(「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」平成 14 年 7 月 29 日文科高第 330 号)ことから、学校法人会計基準において運営費収入は事業収入の区分で処理・表示しておりましたが、以上のことから社会福祉法人会計基準による資金収支内訳表の各科目と学校法人会計基準による資金収支計算書の各科目との対比について整理を行い、社会福祉法人会計基準による資金収支内訳表の運営費収入は、学校法人会計基準による資金収支計算書の補助金収入として整理いたしました。</p>	
--	--	---	--

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

<公益法人の申請及び答申状況>

公益法人への移行認定及び移行認可の申請状況は、下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成 23 年 11 月 1 日現在）

	内閣府	都道府県	合計
移行認定申請済み（公益社団・財団法人への移行）	1,304 件	2,633 件	3,937 件
移行認可申請済み（一般社団・財団法人への移行）	914 件	1,271 件	2,185 件
合計	2,218 件 (33.5%)	3,904 件 (21.9%)	6,122 件 (25.0%)
特例民法法人数（平成 20 年 12 月時点）	6,625 件	17,818 件	24,443 件

また申請した法人に対する答申状況は下記の通りとなっております（「公益法人 information」より）。

（平成 23 年 11 月 1 日現在）

	内閣府	都道府県	合計
移行認定（公益社団・財団法人への移行）	827 件	1,327 件	2,154 件
移行認可（一般社団・財団法人への移行）	420 件	458 件	878 件
合計	1,247 件 (18.8%)	1,785 件 (10.0%)	3,032 件 (12.4%)
特例民法法人数（平成 20 年 12 月時点）	6,625 件	17,818 件	24,443 件

平成 23 年度に入ってからからの申請数は、急増しておりますが、まだ全体の 25%に留まっております。

従来の公益法人は、現在「特例民法法人」と取り扱われ、平成 25 年 11 月末日の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合、その法人は解散となります。申請後の対応を考えると、平成 24 年 3 月までには、移行申請を完了させるのが望ましく、まだ申請がされていない法人にあっては、速やかな対応が必要です。

2. ペーパーフェイスブック

今回も「学校法人の会計及び監査」をテーマにつぶやきます。なお文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

(注) このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね!」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

テーマ：学校法人の会計及び監査

【疑問】

新年早々、東京大学の秋入学についての記事が、各紙を賑わしている。東大以外の大学も秋入学へ全面移行していってしまうのかな？

【つぶやき】

「東京大学の懇談会は、平成24年1月18日、秋入学への全面移行を求める中間報告（まとめ）を、経営の重要事項を審議する経営協議会に提出した。」という記事が、翌19日の日本経済新聞の社会面に掲載されました。しかし、東京大学はともかく、日本国内のすべての大学が秋入学へ早期に全面移行することは、克服すべき課題が多いため今のところ考えられないと思います。

秋入学のメリットとして考えられるのは、留学生の受け入れや派遣のしやすさ、国際的な評価の高まりへの期待、ギャップタームの体験による学生の目的意識の明確化等があげられます。グローバル展開している大手企業や通年採用を導入している企業、また、多くの留学生を受け入れている企業などは、今後これらの導入を考えている企業も含めて、この秋入学のメリットを享受できるため評価が高くなっています。

一方、デメリットとしては、夏卒業時の就職問題、春入学との併存によるカリキュラム作成の負担増、ギャップターム中の活動の不明確化、実務面では学費、学籍システムの変更等も必要になります。その他にも、個々の大学には個々の障害があるようです。

例えば、医学、看護系の学校では、2月に実施される医師及び看護師国家試験への影響を考慮して、慎重論が出されているようです。また、法曹系の学校にとっても、司法試験の実施時期は春卒業を前提として5月に実施されます。教員養成大学では、公立学校等で教育実習を行う必要があることから、幼小中高と足並みがそろわない限り、導入は困難だと考えているようです。さらに、導入初年度は春学期期間の授業料が途絶えてしまったり、高校卒業から大学卒業までの期間延長により、労働人口が減少してしまうのではないかとという危惧もあります。また、秋入学の大学と一部大手優良企業のみが就職先として結びつき、秋入学のエリート校とそれ以外の学校という二極分化を招いてしまう恐れもあります。このように、秋入学への全面移行への課題は山ほどあります。しかしどんな改革にも困難はつきものと考え、課題が克服できるように関係者の総力で前向きに検討すべきでしょう。特筆すべき事項としては、研究大学11大学がRY11という協議会を立ち上げ、企業との協議会もあわせて5年前後での全面移行を目指し協議をすすめる計画があるという点です。

今までも、秋入学の提起は、臨時教育審議会や教育再生会議等でもありましたが、今回のように大学の現場から提起されたことは、大学改革の一つの方向性として一定の評価はできるのではないのでしょうか。またこのことは、教育本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

の現場が、現況では国際競争に耐えられないという強い危機感の表れとも考えられると同時に、大学発で、社会の制度や慣習を変えていこうという意識の表れでもあります。そのように考えると、大学改革の必要性が叫ばれる中、少なくとも一部の大学の秋入学は、早急に実施される必要があるのかもしれませんが。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上